

# 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の概要

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となっており、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

## 厚生労働省

委託契約

### 都道府県（職業能力開発校・障害者職業能力開発校）

委託契約

#### 委託訓練実施機関（民間団体）

企業 | 社会福祉法人 | NPO法人 | 民間教育訓練機関

＜対象者＞ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者

- ・ 障害者手帳を有する者
- ・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

＜訓練内容＞

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6万円又は9万円が上限

＜訓練コース＞

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

求職  
申込み

受講  
あっせん

訓練修了

就職

障害者

職業相談

ハローワーク

職業紹介

企業

連携

障害者団体

特別支援学校

福祉・医療・保健機関

労働局・ハローワーク



職業能力開発促進法  
第15条の7第3項に基づき実施